



2023年12月14日

各 位

会 社 名 株式会社マネジメントソリューションズ
代表者名 代表取締役社長 高 橋 信 也
(コード番号：7033 東証プライム)
問合せ先 専 務 取 締 役 玉 井 邦 昌
(TEL. 03-5413-8808)

決算期（事業年度の末日）の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年12月14日の取締役会において、「定款一部変更の件」を2024年1月30日開催予定の第19回株主総会に付議することを下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。なお、下記内容は、同株主総会において議案が承認されることを条件としております。

記

1. 決算期変更の理由

当社の事業年度は毎年11月1日から翌年10月31日までとしておりましたが、当社グループの事業管理等において効率的な業務執行を図ること及び、将来の海外ビジネス展開を見据えて、海外で一般的な決算期に合わせるため、当社の事業年度を毎年1月1日から12月31日までに変更いたします。

2. 決算期（事業年度）変更の内容

現 在：毎年10月31日

変更後：毎年12月31日

決算期変更後の経過期間となる第20期は、2023年11月1日から2024年12月31日までの14か月間となる予定です。

3. 今後の見通し

本日より開示いたしました決算短信をご覧ください。

4. 定款一部変更の内容

(1) 定款変更の理由

決算期（事業年度の末日）の変更に伴い、現行定款に所要の変更を行うとともに、経過措置として新たに附則を設けるものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙記載のとおりです。

5. 日程

定款一部変更のための株主総会開催日 2024年1月30日（火）

定款一部変更の効力発生日 2024年1月30日（火）

以 上

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(招 集) 第12条 当社の定時株主総会は、毎年1月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。	(招 集) 第12条 当社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
(定時株主総会の基準日) 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年10月31日とする。	(定時株主総会の基準日) 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。
第6章 計 算	第6章 計 算
(事業年度) 第36条 当社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までの1年とする。	(事業年度) 第36条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。
(剰余金の配当等の決定機関) 第37条 (条文省略) 2 当社は、毎年10月31日又は4月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当をすることができる。	(剰余金の配当等の決定機関) 第37条 (現行通り) 2 当社は、毎年12月31日又は6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当をすることができる。
(新 設)	(附 則)
(新 設)	(事業年度変更に伴う変更後最初の定時株主総会の基準日に関する経過措置) 第1条 第13条(定時株主総会の基準日)の規定にかかわらず、2023年11月1日から始まる第20期事業年度に関する定時株主総会の議決権の基準日は、2024年12月31日とする。なお、本附則は、第20期事業年度に関する定時株主総会終結後、これを削除する。
(新 設)	(事業年度変更に伴う取締役の任期に関する経過措置) 第2条 第20条(任期)の規定にかかわらず、2024年1月30日開催の第19回定時株主総会において選任された取締役の任期は、第20期事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。なお、本附則は、第20期事業年度に関する定時株主総会終結後、これを削除する。
(新 設)	(事業年度変更に伴う会計監査人の任期に関する経過措置) 第3条 2024年1月30日開催の第19回定時株主総会において別段の決議がなされないことにより再任されたものとみなされた会計監査人の任期は、第20期事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。なお、本附則は、第20期事業年度に関する定時株主総会終結後、これを削除する。

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(事業年度変更に伴う変更後最初の事業年度に関する経過措置)</p> <p>第4条 第36条(事業年度)の規定にかかわらず、2023年11月1日から始まる第20期事業年度は、2024年12月31日までの14か月間とする。なお、本附則は、第20期事業年度に関する定時株主総会終結後、これを削除する。</p>
(新 設)	<p>(事業年度変更に伴う変更後最初の剰余金の期末配当基準日及び最初の間配当に関する経過措置)</p> <p>第5条 第37条(剰余金の配当等の決定機関)の規定にかかわらず、2023年11月1日から始まる第20期事業年度の期末配当の基準日は、2024年12月31日とし、中間配当の基準日は、2024年6月30日とする。なお、本附則は、第20期事業年度の期末配当の効力発生後、これを削除する。</p>
(新 設)	<p>(事業年度変更に伴う変更前最終の剰余金の期末配当基準日に関する経過措置)</p> <p>第6条 第37条(剰余金の配当等の決定機関)の規定にかかわらず、2022年11月1日から始まる第19期事業年度の期末配当の基準日は、2023年10月31日とする。なお、本附則は、第19期事業年度の期末配当の効力発生後、これを削除する。</p>